

「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！

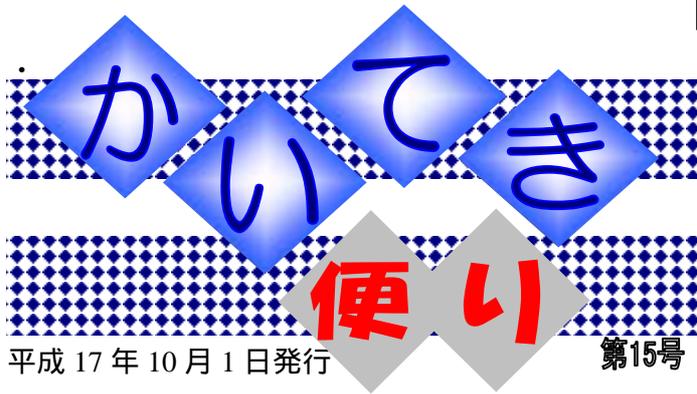
## INDEX

### 最近の動向

「介護予防ワーキングチームの中間報告示される」  
「平成 16 年度指導監査報告書」を作成しました  
**報酬算定・運営基準の Q & A**  
「短期入所生活介護・短期入所療養介護又は認知症対応型共同生活介護を利用している期間中に居宅療養管理指導は算定できるの？」

### お知らせ

「たんの吸引の基礎を学ぶ学習会のお知らせ」  
「生計困難者に対する利用者負担軽減実施のお願い」  
「介護給付費請求明細書及びコード表が WAMNET に掲載されました」



## 介護予防ワーキングチームの中間報告示される 最近の動向

さる 9 月 5 日、霞が関東京會館で開催された第 27 回介護給付費分科会において、介護予防ワーキングチームの中間報告が示されました。当ワーキングチームでは、7 月 28 日から計 5 回にわたり、平成 18 年 4 月から施行される新予防給付のあり方について検討が行われました。介護給付費分科会では、本中間報告を受け、来年 4 月の報酬改定事項について、本格的な議論が開始されました。

### 【介護予防ワーキングチーム中間報告 介護予防サービス提供にあたっての基本的視点】

#### 1 利用者の状態像の特性を踏まえたサービス提供

利用者の状態像の特性を踏まえ「本人のできることはできる限り本人が行うことが重要」

#### 2 介護予防ケアマネジメントを踏まえた目標志向型サービス提供

明確な目標設定と、目標が達成されたかどうか評価する「目標志向型」のサービス提供が必要

#### 3 利用者の個別性を踏まえた意欲を高めるサービス提供

利用者の主体的な活動、参加意欲を高める総合的・効果的なプログラムの用意が重要

#### 4 通所系サービスの位置づけ

廃用症候群予防の観点から、通所系サービスを主軸としたサービスプランが重要

#### 5 介護予防サービスの特性に応じた報酬のあり方

「包括的な報酬設定」と目標の達成度合いに応じた介護報酬の設定が必要

#### 6 介護予防サービスの特性に応じた基準のあり方

介護予防の視点からの実効性のある基準設定が必要

## 「平成 16 年度指導検査報告書」を作成しました 最近の動向

東京都福祉保健局指導監査室では、福祉施設や保険医療サービス事業者等を対象に実施した指導検査等の結果をとりまとめました。この結果に基づき、さらに福祉や保険医療サービスの質の向上と事業者等の育成を図っていきます。

### 【結果のポイント】(実地指導検査数 計 3,236 ヶ所)

#### 指導検査から見た主な問題点の例

例 居宅介護支援・・・居宅サービス計画の作成・変更にあたり必要とされるサービス担当者会議の開催やその記録等が未実施・不十分

#### 特別機動班の出動実績(介護の重大問題や介護報酬上の不正請求に重点的に対応)

特別養護老人ホームの 4 施設

訪問介護事業などを行う 7 事業所

3 事業所が指定取消となり、4 事業所が廃業

#### 指導検査等による返還金額

介護保険・医療保険合計で、返還金額は約 9 億 3 千万円

なお、都民のサービス選択の参考としていただくため、報告書の概要をコンパクトにまとめたパンフレット「安心して利用できる福祉・医療サービスのために」を作成しました。本パンフレットは、区市町村、都民情報ルームに配布しています。また、福祉保健局ホームページにも掲載しています。

HPアドレス <http://fukushihoken.metro.tokyo.jp/shidou/16houkoku>

## Q 短期入所生活介護・短期入所療養介護又は認知症対応型共同生活介護 を利用している期間中に居宅療養管理指導は算定できるの？

報酬算定・運営基準のQ & A

A: 以下のとおりです。

短期入所生活介護との同日算定  
利用している期間中には算定できないが、入所前若しくは退所  
後であれば、同一日でも居宅療養管理指導は算定可能です。  
短期入所療養介護との同日算定  
利用している期間中には算定できないが、入所前であれば、同  
一日でも、居宅療養管理指導は算定可能です。(退所後は×)  
認知症対応型共同生活介護との同日算定  
利用している期間中についても、居宅療養管理指導は算定可  
能です。



## あなたの吸引の基礎を学ぶ学習会のお知らせ

お知らせ

ホームヘルパー等、在宅療養者の介護に携わる方で、あなたの吸引問題に直面している方の  
ために、学習会を次のように開催します。

**日 時** 平成 17 年 10 月 21 日(金) 午後 2 時から 5 時  
**場 所** 都庁第一庁舎 5 階大会議場  
**内 容** あなたの吸引に関する基礎知識 ほか

申し込み方法等の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shippei/nanbyoshien/kenshu.html>

【問い合わせ先】東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課 TEL 03(5320)4471

## 生計困難者に対する利用者負担軽減制度の改正について

お知らせ

介護保険制度では、従来から、低所得で生計が困難である方について利用者負担の軽減制度を  
実施しておりますが、この度、10 月からの居住費・食費の見直しに合わせ、対象者の範囲や対象経  
費、軽減割合を改正しました。本制度は、軽減分の一部を事業者の皆様にもご負担いただく必要が  
ありますが、本制度の趣旨をご理解いただき、ぜひとも本制度の実施をお願いします。

ご協力いただける場合は、事業所所在地の区市町村介護保険担当部署にご相談願います。

### 生計困難者に対する利用者負担軽減制度の主な内容(改正後)

事 項	内 容
対 象 者	年間収入 単身世帯で 150 万円(2 人世帯は 200 万円)以下 預貯金等 単身世帯で 350 万円(2 人世帯の場合は 450 万円)以下
対象サービス	指定介護老人福祉施設における施設サービス、訪問介護、通所介護、 短期入所生活介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーショ ン、通所リハビリテーション、短期入所療養介護
対象となる費用	介護費、食費、居住費(滞在費)
減 額 割 合	1 / 4 (老齢福祉年金を受給している方は 1 / 2)

## 介護給付費請求明細書及びコード表がWAMNETに掲載されました

お知らせ

平成 17 年 10 月制度改正等に伴う介護給付費明細書の記載例及び介護給付費単位数等サー  
ビスコード表が、WAMNETに掲載されました。10 月制度改正分を反映した請求コード表につい  
ては、東京都及び東京都国保連合会において作成しませんので、下記の掲載をご覧ください。

【掲載先】

WAMNET (<http://www.wam.go.jp>) > 行政資料 > 介護保険 > システム関連 > 国保連インターフェース